和泉市庁舎第１分館清涼飲料水等自動販売機設置運営事業公募型入札要項（郵便入札）

１．件名

和泉市庁舎第１分館清涼飲料水等自動販売機設置運営事業

NO	設置場所	施設所在地	台数	予定納付割合
1	庁舎第１分館　1階	和泉市府中町四丁目 11 番 23 号	1台	１５．００％

２．履行場所

和泉市庁舎第１分館(和泉市府中町四丁目 11 番 23 号)

３．契約期間

令和8年5月1日　～　令和11年4月30日

４．参加資格要件

本入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たす個人又は法人とする。

（1）当市内に営業所、事務所等を置いている個人又は大阪府内に営業所、事務所等を置いている法人（社団・財団法人、NPO法人等を含む。）で、申込時から過去 2 年以上自動販売機による販売実績がある者。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当する者でないこと。

（3）法人税(個人の場合は本市が課税する市税)、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

（4）参加表明書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から参加停止措置を受けている者又は和泉市参加有資格業者指名停止要綱(平成 17 年制定)に基づく指名停止措置若しくは指名回避措置を受けている者でないこと。

（5）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法 （平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続きを開始していないこと。

（6）事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号及び和泉市暴力団排除条例（平成 24 年和泉市条例第1号）第2条に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

5. 入札スケジュール

本業務に係る入札のスケジュールは以下のとおりとする。

項番	項目	日程等
1	入札公表日	令和8年2月4日(水)
2	参加申込書の提出締切	令和8年2月26日(木)17:00
3	参加資格決定通知	令和8年3月2日(月)
4	質疑受付終了	令和8年3月5日(木)17:00
5	質疑回答期日	令和8年3月9日(月)17:00
6	配達指定日	令和8年3月17日(火)
7	開札日	令和8年3月18日(水)11:00
8	業務開始日	令和8年5月1日(金)
9	業務完了日	令和11年4月30日(月)

6. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)提出期間

令和8年2月4日(水)～令和8年2月26日(木)17 時まで

(2)提 出 先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市役所庁舎本館 5 階総務管財室窓口(平日8時45分～17時15分)

(3)提出書類

①公募型指名競争入札参加申請書(資料1)

②参加資格要件確認書(資料2)

③事業者概要(資料3)

【本市登録事業者に登録されている事業者に限り、④～⑦を省略することができる。】

④暴力団排除に関する誓約書(資料4)

⑤国税の納税証明書【法人の場合:納税証明書(その3の3)、個人の場合:納税証明書(その3の2)】

※申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可。

⑥印鑑証明書(法人の場合のみ)

※申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可。

⑦商業登記簿謄本(法人の場合のみ)

※登記事項証明書の場合は履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

※申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。写し可。

(4)提出方法:直接持参または郵送(一般書留または簡易書留)とする。

※郵送の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

7. 通知日及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書（及び入札書等郵送用指定封筒作成案内）を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

（1）通知日：令和8年3月2日(月)

（2）通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

8. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

（1）提出期限：令和8年3月5日(木)17時まで

（2）提出書類：「和泉市庁舎第１分館清涼飲料水等自動販売機設置運営事業」に係る質疑書（資料5）

（3）提出方法：電子メール（soumuka@city.osaka-izumi.lg.jp）で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

9. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

（1）通知日時：令和8年3月9日（月)17時までに全ての参加申込者に対して電子メールで回答する。

（2）回答先は、公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛とする。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

10. 入札方法

指名競争入札（郵便入札）

（1）本入札は郵便入札にて執り行う。

（2）入札参加者は、本市ホームページ掲載の「和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱」、「郵便入札について」を熟読の上、配達指定日に到達するよう入札書等を郵送すること。

11. 郵送書類及び郵送方法

（1）郵送書類

①入札書（資料 6）

（2）郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒（添付の、当該案件用の封筒により作成）に⑴の書類を同封の上、次の①～③のいずれかの方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

①一般書留の配達日指定郵便

②簡易書留の配達日指定郵便

③一般書留の配達時間帯指定郵便（午前8時～正午）

12. 配達指定日

令和8年3月17日(火)

（1）「11. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は、無効とする。

（2）)配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

13. 入札（開札）の日時及び場所

（1）入札（開札）日時　令和8年3月18日(水)　午前11時00分

（2）入札（開札）場所　和泉市役所庁舎本館5階5A 会議室（和泉市府中町二丁目7番5号）

14. 落札者の決定

（1）本市が設定する納付割合以上で入札のあった最高の割合をもって落札者とする。

なお、事業者を決定し使用許可する際には、落札した納付割合にて協定締結するものとする。

（2）予定納付割合以上で、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

15. 協定書の締結

（1）落札者は、落札決定日から7日以内に協定書を締結しなければならない。正当な理由なく7日以内に協定締結しない場合は、協定締結の意思なきものとして、落札者としての権利を失う。

（2）落札者は、協定締結までに和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 17 年制定）に基づく指名停止措置要件に該当した場合、落札者としての権利を失う。

16. 使用料等の支払い方法

使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに1年間分を一括して納付すること。売上額に対する納付（1 円未満の端数は切り捨て）については、別途発行する納入通知書により、毎月支払うものとする。

（1）使用料

使用料については、設置する自動販売機の占有面積や放熱余地、回収ボックス占有面積を算定し、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則（平成 24 年和泉市規則第 9 号）別表第 2（第 7 条関係）自動販売機設置に係る使用料の額に基づき、当市が送付する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

使用料（1台につき1年：円（税込））

※使用許可面積には、放熱余地。回収ボックス設置分を含むこと。

※使用期間が1年未満である場合における使用料の額は、年額使用料に使用日数を乗じて得た額を 365 で除して得た額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

※使用料の算出の基礎となる面積、長さ等について、小数点第 3 位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

※当市の責に帰すべき事情がない限り、徴収した使用料は還付しない。

《算出例》

占有面積が 1.50 平方メートル(屋内)の場合・・・・23,400 円／年額

（2）その他必要経費等

① 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

② 自動販売機の運転に必要な電気料は、全額を設置事業者の負担とする。

③ 設置事業者において、電気使用量を計る子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る。）を設置及び管理の上、子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額を市が発行する納入通知書により、電気使用料として指定期日までに納入するものとする。

電気料金単価（税込）は、次の計算による

【電気料金単価（税込）】

電気料金単価（税込）＝設置施設全体の使用電気料金÷設置施設全体の使用電力量

17. 入札の辞退

入札の辞退においては、配達指定日までに辞退届を提出すること。

18. 入札の延期、中止

郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることがある。

19. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加資格のない者のした入札

（2）設計図書等の配付を受けていない者のした入札

（3）一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札

（4）同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札

（5）入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札

（6）入札書記載の金額を訂正した入札

（7）「11. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札

（8）配達指定日以外の日に到達した入札（入札を延期した場合を除く。）

（9）指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの又は指定封筒に登録印で封かん（割印）のないもの

（10）指定封筒記載の件名、差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称が相違するもの

（11）内訳書の提出を求められた入札で、内訳書の提出がないもの

（12）内訳書の提出を求められた入札で、内訳書の合計額と入札書の金額が同一の金額でないもの

（13）前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの

20. 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

（1）入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

（2）入札に関し談合等の不正行為をした者の入札

（3）入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札

（4）事前公表された予定価格を下回る価格の入札

（5）その他入札執行者において失格と認めた入札

21. 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。また、郵便事情等により入札書等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

22. 適用法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和泉市財務規則

23. 閲覧書類

協定書（案）